

大分県教育庁高校教育課

課長 高畑一郎 殿

主幹 足立俊英 殿

平成 26 年 3 月 18 日付で高畑さんから頂きました回答について、不十分な回答なので改めてご質問いたします。

足立さんと電話で話した折に、いみじくも足立さんが述べられた通り、「言った」、「いや、言っていない」という異なる証言には証拠能力はないと考えます。食い違う高校と私の証言は、証拠能力がないとして話を整理しましょう。

以前から、私が述べていますのも、正にこの点です。これまで高畑さん、足立さんからの回答文は、「高校は説明したと言っているのそのように認識する」ということです。これに対して私は一貫して客観的な事実ないし証拠に基づいての説明を求めてきました。高畑さん、足立さん、意見が食い違っているとき、高校側の主張は証拠採用するが保護者の主張は証拠採用しないというようなご都合主義は止めましょう。

1. 2012 年度高体連会費、高文連会費

事実 1

2012 年度■■■■高校合格者登校日において冊子を配り、入学式時に支払う費目の一覧を示し(資料 1)、入学式時に釣り銭の要らぬように支払うことを求めた。入学式時には全ての費目に対する印刷された領収書が渡された(資料 2)。

事実 2

2013 年 7 月 31 日付けの■■■■高校校長■■■■の回答において、2012 年度高体連会費、高文連会費の徴収において、資料 1 以外に協力を求めた文章はなく、支払いの認否を確認した資料もないことが確認されている(資料 3)。

資料 1 には、どの費目が支払義務のある公費ないし学校取扱金であり、それ以外は任意支払いの費目かは説明されていなかった。私は全てが支払義務のある費目と了解して支払いに応じた。どの費目を支払い、どの費目を支払わないという選択の余地はなかった。従って、高文連会費、高文連会費の支払いの任意性は担保されていない。返還を求める。

2. 2013 年度 4-10 月特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代

事実 1

私は、2013 年 3 月に■■■■高校 PTA を辞めた。

事実 2

■■■■高校校長■■■■は、2013 年 4 月から、公費あるいは学校取扱金を装った資料 4 の文章によって、私に対して特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代の支払いを求めた。私は、

■■■■ 高校校長名で出された文書による請求は公費の支払いと理解し、支払った。

事実 3

2013 年 10 月、半年間校長名で請求されてきた特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代は、公費あるいは学校取扱金ではなく、PTA の徴収する私費であることを知り、何故徴収してきたのか、その説明を求めた。■■■■ 高校は、保護者に説明して理解を求めた上で支払い協力を求める費目であると回答した(資料 5)。この説明は不合理である。これらの費目は学校とは無関係の任意団体である PTA の会計であり、PTA 会員ではない私には無関係である。従って請求根拠は存在しない。

以上の事実から、私は■■■■ 高校校長名の請求文書によって、特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代を支払義務のある公費であると理解して、この錯誤によって誤って支払いに同意したものであり、誤って支払った金員の返還を求めるものである。

大分県「学校私費会計取扱要領」において、私費会計は公費ないし学校取扱金と明確に区別をするように注意喚起されている。今回の事件は同取扱要領に、学校関係団体費事務と公務の不明確な事例として挙げられている「PTA 等の契約や支払い、収入に関する書類が校長名義」に該当する。今回の事件は、PTA から私費会計事務を委託されている■■■■ 高校が、故意に私を騙したか、あるいは重大な注意義務を怠った結果であり、いずれにしても全責任は■■■■ 高校にある。

誤払金の返還について、高畑さんは回答で任意団体である PTA の問題であり、PTA が判断すべきであるとし、■■■■ 高校や大分県教育庁は関わりないと回答されましたが、不合理であり、理解不能です。

なぜならば、私は 2012 年度末で既に PTA を辞めており、この時点で PTA とは一切関わりがなくなっています。PTA が■■■■ 高校に委託する会計事務は、あくまでも PTA 会員からの私費の徴収であって、PTA が非 PTA 会員である保護者から金員を徴収する権利は存在しません。従って、PTA が 2013 年度に私からの私費の徴収を■■■■ 高校に委託することはできません。

結論として、2013 年 4 月以降に特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代を請求したのは PTA とは関わりはなく、■■■■ 高校の独断であり、全責任は■■■■ 高校にあります。

以上から、大分県教育庁は■■■■ 高校に対して、2012 年度高文連・高体連会費、2013 年度 4 月から 10 月分の特別指導費、空調電気代、朝・土曜講座代を私に返還するよう指導することを要請します。却下する場合には、確実な事実・証拠を以って合理的にご説明ください。

2014 年 3 月 25 日

〒87■■■■ 大分県■■■■

近藤邦明 

TEL/FAX 097■■■■

資料 1

XI 各種提出物・納入物（事務）

1 誓約書の提出

生徒の保護者は「大分県立高等学校学則」により、誓約書(手引にとじ込み)を校長に提出してください。

2 入学後の留意事項

(1) 授業料、PTA会費等学校納入金について

ア 公立高等学校の授業料無償化について

平成22年4月1日から公立高等学校の授業料は、原則徴収しないことになりました。

しかしながら、高等学校の専攻科など一部の生徒については、法律の対象外で引き続き授業料を徴収することになりますので、学校に納めていただく納入金については、「授業料等」という名称を使用していますので御了承ください。

イ PTA会費等学校納入金について

一部の生徒を除き、授業料は無償化されますが、PTA会費等の学校納入金は、引き続き口座振替で納めていただくこととなります。4月分については、手続きが間に合いませんので、入学式当日に入学料と合わせて、現金で納入していただくこととなります。

なお、口座振替の手続きは、別紙「大分県立高等学校授業料等口座振替登録（変更・廃止）通知書」の例を参照してご記入のうえ、必ず金融機関で口座内容の確認（銀行等の照合印がない場合は口座振替できません）を受けて、4月4日(水)までに事務室窓口へ提出してください。

これにより、5月分から、PTA会費等は毎月15日（土日祝にかかるとは異なる場合は翌営業日）に口座振替が行われます。

ウ 「大分県使用料及び手数料条例」による納入額及び納期限は、次のとおりです。

名 称	納 入 額	納 期 限
入学料	5,650 円	入学式当日

(2) PTA会費等学校納入金の内訳

名 称	納 入 額	備 考
団 体 費	月額 1,150 円	PTA会費 620 円 生徒会費 530 円
特 別 指 導 費	月額 350 円	進路指導経費
朝・土曜講座	月額 1,200 円	朝講座・土曜講座指導経費
体 育 文 化 振 興 会 費	月額 2,400 円	体育文化活動及び遠征経費 (1～3月分を4～6月で前倒し納入)
空 調 電 気 代 計	月額 350 円	教室 冷暖房費 年額 4,200円
計	月額 5,450 円	
諸 費	年額 5,400 円	高体連会費 1,000 円 高文連会費 800 円 OA機器等設備維持費 1,400 円 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 1,650 円 身分証明書代 350 円 クラス費 200 円
計	年額 5,400 円	

正式にはPTA総会にて決定します。

配布物

◎ 4月分入学料等納入袋

入学式当日に納入するもの。お釣りのないようお願いします。

◎ PTA会費等口座振替関係書類（封筒・角形3号）

領 収 書 (控)

1 学年 ■■■■■ 番

生 徒 名 ■■■■■

保 護 者 殿

入学時学校納付金を領収しました。

PTA会費	620円
生徒会費	530円
特別指導費	350円
体育文化振興会費	2,400円
空調電気代	350円
朝・土曜講座代	1,200円
高体連会費	1,000円
高文連会費	800円
OA機器設備維持費	1,400円
日本スポーツ振興センター 保護者負担金	1,650円
身分証明書代	350円
クラス費	200円
合 計	10,850円

平成 2 4 年 4 月 1 0 日

大分県立■■■■■高等学校
PTA会長 ■■■■■ 印

大分県立■■■■■高等学校
校長 ■■■■■ 印

(学校控)

資料 3

近藤 邦明 様

お尋ねの件について、下記のとおり回答いたします。

平成25年7月31日

大分県立[]高等学校

校長 []



記

1. 2012年度PTA入会およびPTA会費納入の受諾意思を確認する書類

入会及びPTA会費納入の意志の有無を明記させる書類は、存在しない。

合格者登校日に、PTA会長が、保護者に対してPTA活動について協力をお願いした上で、入学式当日に、保護者が、「PTA会員名簿原稿」(別紙)に必要な事項を記入の上提出している。

2. 2012年度体育文化振興会の入会および会費納入の受諾意思を確認する書類

存在しない。

3. 2012年度高体連会費支払の協力を要請した文書、および支払意思確認書類

存在しない。

4. 2012年度高文連会費支払の協力を要請した文書、および支払意思確認書類

存在しない。

5. 2012年度、2013年度PTA総会、進路説明会、学年PTA、学級PTAに配布した資料(PTAと印字された資料)の内、学校事務費から支払った経費の明細を示す書類

2012年度、2013年度PTA総会資料の印刷代は、PTA会費にて支出済み。進路説明会、学年PTA及び学級PTAで配布した用紙等は、県費購入分を使用しているが、他の印刷物と区別して明細を出すことは不可能である。

追記

本来であれば、お会いして、上記5項目について説明をしたいと考えておりました。また、この度、近藤様がおっしゃることにつきましては、話し合いにて解決できる問題であると考えております。近藤様にお会いしたい旨お伝えしておりますが、お会いできないのが残念です。

平成 2 5 年 4 月 1 1 日

2 年 ■ 組 保護者
近 藤 邦 明 殿

大分県立 ■ 高等学校
校 長 ■

4 月分学校納入金について（お願い）

陽春の候、保護者には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本校の教育活動の推進には格別のご協力とご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校納入金については昨年度までは、授業料等口座振替システムを利用して登録口座より引き落としをさせていただいたところですが、納入金額を個人ごとに設定できないため**納入金を現金持参**いただきますようお願い致します。

納入につきましては、この票下部の点線部分を切り取り封筒に貼り付けて、クラス担任にお預けください。なお、おつりのないように入れていただくと助かります。

出費多端の折誠に恐縮ではございますが、**4 月 1 5 日（月）**までに、納入いただきますようお願いいたします。

記

1 納入金額内訳

品 目	無 償
特別指導費（進路指導）	3 5 0 円
空調電気代	3 5 0 円
朝講座・土曜講座代	1, 2 0 0 円
スポーツ振興センター共済掛金	1, 6 5 0 円
合 計	3, 5 5 0 円

お問い合わせ先

■ 高校 事務長 ■

TEL : 0 9 7 ■

<納入方法>

点線から切り取り、封筒に貼り付けて納入ください。

近藤 邦明 様

お問い合わせの件、再度回答いたします。

特別指導費（進路指導費）、空調設備維持会計（空調電気代）、朝講座・土曜講座代の3つの費用につきましては、受益を受ける生徒の保護者に対して拠出をお願いする経費であると考えています。

特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代、さらにPTA会費、高体連・高文連会費についても、その必要性を説明することは必要なことと考えており、保護者の皆様にご理解をいただきたいと思います。

朝講座・土曜講座については、講座に協力していただく教職員の方々には、教育公務員特例法17条に定められている兼職・兼業の許可申請をしていただき実施しており、PTAから謝礼金を支出することは問題ないと考えています。

貴殿は「朝講座・土曜講座代を支払わなくても受講できる」とのことですが、受益者負担の観点から拠出をお願いする経費ですから、保護者の皆様にご協力をいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

平成25年11月20日

大分県立 [] 高等学校 P T A 会長 []

大分県立 [] 高等学校 校 長 []